

「2025年日本国際博覧会 情報セキュリティ運用設計・管理業務委託」 に係る企画提案公募要領

1. 調達の背景・目的

2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）では、大阪・関西万博基本計画及びICT基本計画に基づき、ICT・デジタル技術を積極的に活用することを基本的な方針としている。

大阪・関西万博は世界各国が参加するイベントであり、また期間限定のイベントであることからクラウド技術の利用を原則としており、高い情報セキュリティリスクが想定されている。そのため、従来の境界防御型ではなく、ゼロトラストの考え方による情報セキュリティ対策を導入する。また、大阪・関西万博における情報セキュリティに関する体制について、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「万博協会」という。）内に対しては、サイバーセキュリティ課のガバナンスのもと、各システム管理者が情報セキュリティ要件一覧に基づきセキュリティ対策を実施する。世界各国・企業等の参加者に対しては、万博協会はセキュリティ要件一覧を配布し、それぞれのポリシーに沿った情報セキュリティ対策が実施されることによりセキュリティレベルを確保する。

以上の背景を踏まえた上で、万博協会にて情報セキュリティ運用業務を実施するにあたり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に業務を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

2. 業務概要

（1）事業名称

2025年日本国際博覧会 情報セキュリティ運用設計・管理業務委託

（2）履行期間

契約締結の日から2026年3月31日（火）まで

（3）業務内容

本業務に含まれる個別業務は以下のとおりである。なお、各個別業務の予定期間については契約時に協議を行い決定する。各個別業務の詳細については事前書類の提出者に配布する「2025年日本国際博覧会 情報セキュリティ運用設計・管理業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、本業務の履行に関して用いる言語は、日本語とする。

情報セキュリティ運用設計業務

業務内容：情報セキュリティ運用業務に関する詳細内容の設計業務

予定期間：2023年4月1日 ～ 2023年9月30日

情報セキュリティ運用環境構築業務

業務内容：情報セキュリティ運用に必要な製品の調達及び運用環境の整備業務

予定期間：2023年7月1日 ～ 2026年3月31日

情報セキュリティ運用・監視業務

業務内容：情報セキュリティ運用・監視に関する委託業務

予定期間：2024年1月1日 ～ 2025年12月31日

3. 委託上限額

1,922,000 千円（税込）

※任意・追加要件への対応についても、本上限金額内に含めること。

4. プロポーザル実施スケジュール

2022年12月 5日（月）	公募開始・質問受付開始 事前審査受付開始
2022年12月22日（木）	事前審査書類提出締切
2022年12月28日（水）	質問締切
2023年 1月13日（金）	質問回答
2023年 1月27日（金）	提案書類提出締切
2023年2月 上旬（予定）	選定委員会・プレゼンテーション
2023年2月 中旬（予定）	審査結果通知・最優秀事業者公表
2023年3月 下旬（予定）	契約締結
2026年 3月31日（火）	業務終了

5. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）及び（6）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

（1）次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

①当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 次に掲げる業務実績及び条件を満たすこと。
 - ①本公募と同規模、又は同程度の金額、若しくはそれに準じる情報セキュリティ運用、システム構築及び詳細設計を含んだアウトソース業務を過去10年以内に履行した実績があること（複数年契約も可、準じるについては協会にて判断とする。）
 - ②情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001）若しくはプライバシーマーク（JIS Q ）を取得していること
- (6) 次に掲げる①②のいずれかの資格の保持者を配置できること。
 - ①International Information Systems Security Certification Consortium が認定する CISSP
 - ②情報処理推進機構が認定する国家資格である情報処理安全確保支援士
- (7) 共同企業体に係る事項
 - ①業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
 - ②代表者要件
代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

6. 応募に係る事項

- (1) 公募要領の配布
 - ①配布期間
2022年12月5日（月）から2023年1月27日（金）午後5時まで
 - ②配布場所、配布方法
協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)
- (2) 事前審査の受付
 - ①受付期間
2022年12月5日（月）から2022年12月22日（木）午後5時まで
 - ②事前審査提出資料及び提出方法
参加表明書(様式1)、秘密保持誓約書(様式6)、参加資格保持誓約書(様式7)の電子データ（PDF）を電子メールにより③送付先へ提出すること。
共同企業体で参加の場合は、共同企業体届出書（様式4）、共同企業体協定書（写し）（様式5）を合わせて提出すること。
 - ③送付先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 ICT 局 ICT 部サイバーセキュリティ課

送付先メールアドレス：ict-security-proposal@expo2025.or.jp

(3) 仕様書・評価基準・提案書作成要領等の配布

①配布期間

2022 年 12 月 5 日（月）から 2022 年 12 月 22 日（木）午後 5 時まで

②配布方法

(2)②で提出された応募書類の事前審査に合格した事業者に対してメールにて個別に配布する。

③配布物

- ・ 資料 1) 仕様書
- ・ 資料 2) 提案書作成要領
- ・ 資料 3) 評価基準表
- ・ 資料 4) コンプライアンスチェックシート
- ・ 資料 5) 価格回答表
- ・ 資料 6) セキュリティ要件一覧表
- ・ 資料 7) 契約書

(4) 質問の受付

①受付期間

2022 年 12 月 5 日（月）から 2022 年 12 月 28 日（水）午後 5 時まで

②提出方法

電子メール（アドレス：ict-security-proposal@expo2025.or.jp）で受付ける。

※「件名」に「【質問】 2025 年日本国際博覧会 情報セキュリティ運用設計・管理業務委託」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 8）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けない。

③質問の回答

質問への回答は、1 月 13 日(金)に(2)②で提出された応募書類の事前審査に合格した事業者に対してメール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 情報セキュリティ運用設計・管理業務委託の企画提案公募について】に掲載する。

(5) 提案書等の提出

①受付期間

2022 年 12 月 5 日（月）から 2023 年 1 月 27 日（金）午後 5 時まで

②提出資料

- ア. 企画提案書（自由様式）
- イ. 応募金額提案書（様式 2）
- ウ. 事業実績申告書（様式 3）
- エ. 資格保持者リスト（様式 9）

オ. 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 11）

エクセル形式で提出

カ. コンプライアンスチェックシート（資料 4）

キ. 価格回答表（資料 5）

ク. セキュリティ要件一覧（資料 6）

③提出方法

提案書類（紙、PDF ファイル）の郵送による提出

提案書については、原本、副本を含むこと（郵送については、1 月 26 日消印有効）

※持参による提出は認めない。

④費用の負担

本公募に関して発生する郵送や書類作成に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

⑤送付先

《郵送》

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 45 階

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 ICT 局 ICT 部サイバーセキュリティ課

⑥提案にあたっては、下記【提出書類一覧】イ～エ、コ、シ、ソ～チの書類を提出すること。

なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除したものとして提出すること。

（特に、企画提案に係る書類は、「提案書作成要領」の規定に留意して作成すること。）

【提出書類一覧】

	書類名	単独企業	共同企業体	提出部数	提出時期
ア	参加表明書	様式 1	様式 1 ★	原本 1 部	応募書類受付時 (2022 年 12 月 5 日 ～12 月 22 日)
イ	企画提案書等	様式なし		原本 1 部、副本 1 部 (副本は紙媒体、電子データ共に 企業名、社章等を削除したもの)	提案書受付時 (2022 年 12 月 5 日 ～2023 年 1 月 27 日)
ウ	応募金額提案書	様式 2	様式 2 ★	原本 1 部	応募書類受付時 (2022 年 12 月 5 日 ～12 月 22 日)
エ	事業実績申告書	様式 3	様式 3 ★		
オ	共同企業体届出 書	—	様式 4 ★		
カ	共同企業体協定 書（写し）	—	様式 5 ★		
キ	秘密保持誓約書	様式 6	様式 6 ★		
ク	参加資格保持誓 約書	様式 7	様式 7 ★		質問受付時 (2022 年 12 月 5 日 ～12 月 28 日)
ケ	質問票	様式 8	様式 8 ★		
コ	資格保持者リス ト	様式 9	様式 9 ★		提案書受付時 (2022 年 12 月 5 日 ～2023 年 1 月 27 日)
サ	使用印鑑届	様式 10	様式 10 ★		契約締結時 (2023 年 3 月予定)
シ	持続可能性の確 保に向けた取組 状況について (チェックシー ト)	様式 11	様式 11		提案書受付時 (2022 年 12 月 5 日 ～2023 年 1 月 27 日)
ス	暴力団排除条例 に基づく誓約書	様式 12	様式 12 ★		契約締結時 (2023 年 3 月予定)
セ	持続可能性確保 に向けた誓約書	様式 13	様式 13 ★		

ソ	コンプライアンスチェックシート	資料4	資料4★		提案書受付時 (2022年12月5日 ～2023年1月27日)
タ	価格回答表	資料5	資料5★		
チ	セキュリティ要件一覧表	資料6	資料6★		

(注) ★印：共同企業体の場合は代表構成員のみ提出

⑥提出書類の返却

提出書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、提出書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

⑦提案書類の不備

提案書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

⑧その他

ア. 提案は1者1提案とする。(共同企業体構成員として参加する場合を含む)

イ. 提案書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。提案書類は電子媒体(CD-R、DVD-R等)での提出も行うこと。なお、副本については提案者が特定される記載をしないこと。

ウ. 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「2025年日本国際博覧会 情報セキュリティ運用設計・管理業務委託」
提案書 株式会社〇〇(法人名)」

エ. 書類提出後の差し替えは認めない。(協会が補正等を求める場合を除く。)

オ. 提案書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

7. 説明会

実施しない。

8. 審査方法

(1) 審査方法

①(2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

②審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査(2023年2月上旬予定)

にて行う。プレゼンテーション審査の詳細については、協会と応募者で調整し決定する。

③企画提案書において、仕様書における「任意」以外の要件が満たされていない場合は

失格とする。

④提案内容における得点が 400 点以下の場合は、失格とする。

(2) 審査基準

審査項目	審査方法	配点
提案内容	審査内容に基づく評価	900
価格	算定式による採点	100
合計		1000

※詳細については「秘密保持誓約書」提出後に提示する「評価基準表」に記載のとおり

(3) 審査結果

①契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

②選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 情報セキュリティ運用設計・管理業務委託の企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

(ア) 最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）

(イ) 全提案事業者の名称 ※50音順

(ウ) 全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）

(エ) 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

(オ) 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

(ア) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

(イ) 他の応募提案者と応募書類の内容又はその意思について相談を行うこと。

(ウ) 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。

(エ) 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

(オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9. 契約手続きについて

本運用業務に関する契約については、契約期間を契約日から2026年3月31日(予定)の間の基本的事項を規定する基本契約と個別契約「情報セキュリティ運用設計業務」を締結し、「情報セキュリティ運用設計業務」における検討結果に基づき、仕様の見直しを行った上で、「2 業務概要」記載の残り2つの個別契約を締結する。また、関係サービス類の契約については、提案内容に基づき、当該サービスのサービス提供事業者と協会との間でサービスの契約を行うものとする。

(1) 契約候補者は、契約締結までに下記ア～キの書類を提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類】

ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明を行うこと。）

イ 法人登記簿謄本（1部）

・発行日から3カ月以内のもの。

ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①主たる事務所の所在地の都道府県における最近1年事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 使用印鑑届（様式10：原本1部）

カ 暴力団排除条例に基づく誓約（様式12：原本1部）

キ 持続可能性確保に向けた誓約書（様式13：原本1部）

（2）契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。

（3）採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

（4）契約金額の支払い方法については、以下を前提とした上で別途協議とする。

・「情報セキュリティ運用設計業務」「情報セキュリティ運用環境構築業務」については、業務終了後一括払い

・「情報セキュリティ運用・監視業務」については、年度毎支払い

（5）契約に際して、大阪府暴力団排除条例第十一条第二項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

（様式12：原本1部）

（6）契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書を提出すること。（様式13：原本1部）

（7）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

（8）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

（9）契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

（10）（9）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

①契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

②契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関

と工事履行保証契約を締結したとき。

- ③契約の相手方が、過去２年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ④契約金額の年額又は総額が１５０万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑤国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑥電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- ⑦調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑧物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

10. 基本契約・個別契約等に関する事項

（１）基本契約に関する事項

①契約書

本公募の仕様書並びに契約候補者が提出した提案書類を契約仕様とする。ただし、提案書類の内容についてより具体的に定めることが必要と判断された場合の内容の追記、提案があったが協会として不要と判断する内容の削除等、契約候補者と本協会が協議のうえ契約書を作成するものとする。

②契約金額

契約金額は提案金額合計を基に契約候補者と本協会が協議し決定する。なお、契約金額は各個別契約の合計額の上限額として定めるものであり、個別契約の契約額を確定するものではない。

（２）個別契約に関する事項

①契約書

基本契約書に基づき、個別契約単位での契約内容および詳細な仕様等を各契約の開始前に契約候補者と本協会が協議のうえ決定し、契約を締結する。契約書については配布物、資料７のとおりとする。

基本契約と個別契約で内容に相違が発生した場合は基本契約の内容にかかわらず個別契約の内容が優先するものとする。また、個別契約に記載がない内容については基本契約に基づくものとする。

②契約金額

各個別契約の契約金額は提案時に提示した当該個別業務の提案金額を踏まえ、契約書及びその仕様書類で定めた内容を基に契約候補者と本協会が協議し決定する。また、明らかに追加

工程とみなすことができない限り、提案と実際の契約仕様との変更内容にかかわらず原則として全ての個別契約の合計額は基本契約に記載の金額を超えることはできない。

(3) 関係サービス類の契約に関する事項

契約候補者が提案した関係サービス類の契約については、提案内容に基づき提案書類に記載の当該サービスの提供者または契約の代理を行うもの（以下「サービス契約者」という。）と当該サービスのサービス提供事業者と本協会が直接行うものとする。提案においては以下を遵守すること。

- ① 提案者は関係サービス類に係る提案内容を価格回答表(資料5)に必ず記載すること。記載にあたっては提案書作成要領(資料2)を参照のこと。
- ② 関係サービス類の契約にあたり、万一、サービスに係る提案内容をめぐってサービス契約者と本協会との合意が成立せず契約を締結することができない事態となった場合には、契約候補者の責任において解決策を講じ、遅滞なくサービスが提供されるよう対処すること。
- ③ 仕様書内にある関係サービス類及びその条件は本協会が想定する内容である。提案においては提案者が本業務を踏まえて必要と考える全ての関係サービス類、条件を踏まえて提示する必要がある。
- ④ 関係サービス類で各種の割引制度を適用し提案金額を見積もる場合には、確実に当該割引制度が適用できる内容のみ適用して提案金額を見積もること。また、違約金等の費用が発生しないことを提案の条件とする。
- ⑤ 関係サービス類の提案を求めるが、下記の事由により契約を行わない場合がある。
 - ア. 協賛により提案のあった関係サービスと同等のサービスの提供を受けた場合。
 - イ. 提案された関係サービスより安価に調達できると本協会が判断した場合。

11. 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3) 契約相手方は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力に支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

12. その他

- ・応募にあたっては、公募要領、仕様書、提案書作成要領を熟読し遵守すること。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）等を遵守すること。